

# 令和8年度山形県介護支援専門員再研修実施要綱

## 1 目的

介護支援専門員として実務に就いていない方又は実務から離れている方が実務に就く際に、介護支援専門員としての必要な知識・技能を再修得することを目的とする。

## 2 対象者

次の①～③のいずれかに該当する者

①介護支援専門員として都道府県知事の登録を受けた者であり、登録後5年以上実務に従事したことがない者又は実務経験はあるがその後5年以上実務に従事していない者で、今後、新たに介護支援専門員証の交付を受けようとする者。

②実務経験はあるが、その後実務に従事する予定がないとして更新を行わなかった者で、実務経験後5年を経過する前に再度実務に従事するため、介護支援専門員証の交付を受けようとする者。

③介護支援専門員実務研修修了後、相当の期間を経過した者（※）。

※「相当の期間を経過した者」とは、実務研修修了後に介護支援専門員として登録され、介護支援専門員証未交付のまま5年を経過した者とする。

介護支援専門員証の有効期間が研修最終日（令和8年12月7日）までに満了する場合は、再研修の対象となります。

3 研修実施機関 一般社団法人山形県老人福祉施設協議会（山形県より指定）

4 実施方法等 Zoom ミーティングを使用したオンライン研修及び、一部参集対面研修

5 募集定員 54名

6 申込期間 令和8年7月1日（水）から令和8年8月7日（金）まで

## 7 申込方法

**手順1** 研修システムの登録

**手順2** 返信メールの本文中にある研修記録シート（事前評価シート）の入力・送信

### 【申込時の注意事項】

- ・研修はZoomを使用しての研修となります。グループワークやチャットを用いた演習等も行うため、可能な限りパソコンで受講してください。
- ・Webカメラ及びマイクが接続または内蔵されている通信端末を使用してください。
- ・申込期日を過ぎた場合、いかなる理由があっても申込みを受け付けません。

## 8 受講決定

受講の可否については8月下旬頃を目途に申込者にメール及び研修システムで通知します。郵送による通知はありません。

## 9 経費

- ・受講料：24,000円（山形県手数料条例に基づく）
- ・支払方法：受講決定通知書に記載する納付期限までに納入をお願いいたします。詳細は受講決定通知書にてご確認ください。なお、いかなる理由があっても納入された受講料は返金しません。
- ・その他：受講に係る通信費及び機材等の購入費・借料等については受講者の自己負担とします。

## 10 研修科目及び日時

別紙のとおりですが、都合により変更する場合があります。その場合は、山形県老人福祉施設協議会ホームページまたは、ご登録いただいた電子メールアドレス、研修システムでお知らせしますので随時確認してください。

## 11 遅刻、欠席の取り扱い

研修課程は 57 時間すべてを履修する必要があります。遅刻、早退、一定時間の離席、欠席は認めません。特別な事情がある場合は、必ず研修実施機関（山形県老人福祉施設協議会、「15 申込み、問い合わせ先」のとおり）へ連絡してください。

## 12 修了認定

研修の全課程を受講し、研修審査委員会により可とされた者を修了者と認め、修了証書を交付します。

## 13 個人情報の取り扱い

研修申込みで取得した受講者の個人情報の取り扱いについては、本研修の実施及び山形県への報告、照会以外は使用しません。

## 14 その他

過去に介護支援専門員として実務に従事し、(ア)「専門研修（専門研修課程Ⅰ・Ⅱ）」又は(イ)「更新研修（実務経験者対象・専門研修課程Ⅰ・Ⅱ）」を受講・修了した実績のある方でも、再研修を受講・修了した場合、実務に復帰した後の更新では、再び(ア)又は(イ)を受講する必要がありますのでご注意ください。

また、介護支援専門員証の有効期間が満了したにもかかわらず介護支援専門員としての業務を行った場合、登録消除の対象となりますのでご注意ください。

## 15 申込み、問い合わせ先

〒990-0021 山形市小白川町 2-3-31 山形県総合社会福祉センター内  
一般社団法人山形県老人福祉施設協議会 事務局

**研修専用 TEL：023-666-8506**（問い合わせ時間 平日 9：30～16：00）

FAX：023-616-5570

E-mail:care@scws.yamagata.jp

HP：www.scws.yamagata.jp

山形県老人福祉施設協議会のホームページの QR コード→

